

相談事業の活動実績及びご相談者からのご要望等について（平成24年4月末～同8月末まで）

平成24年10月

1. 相談事業の活動実績

(1) 相談事業の活動実績

① 福島県内の仮設住宅への巡回相談：

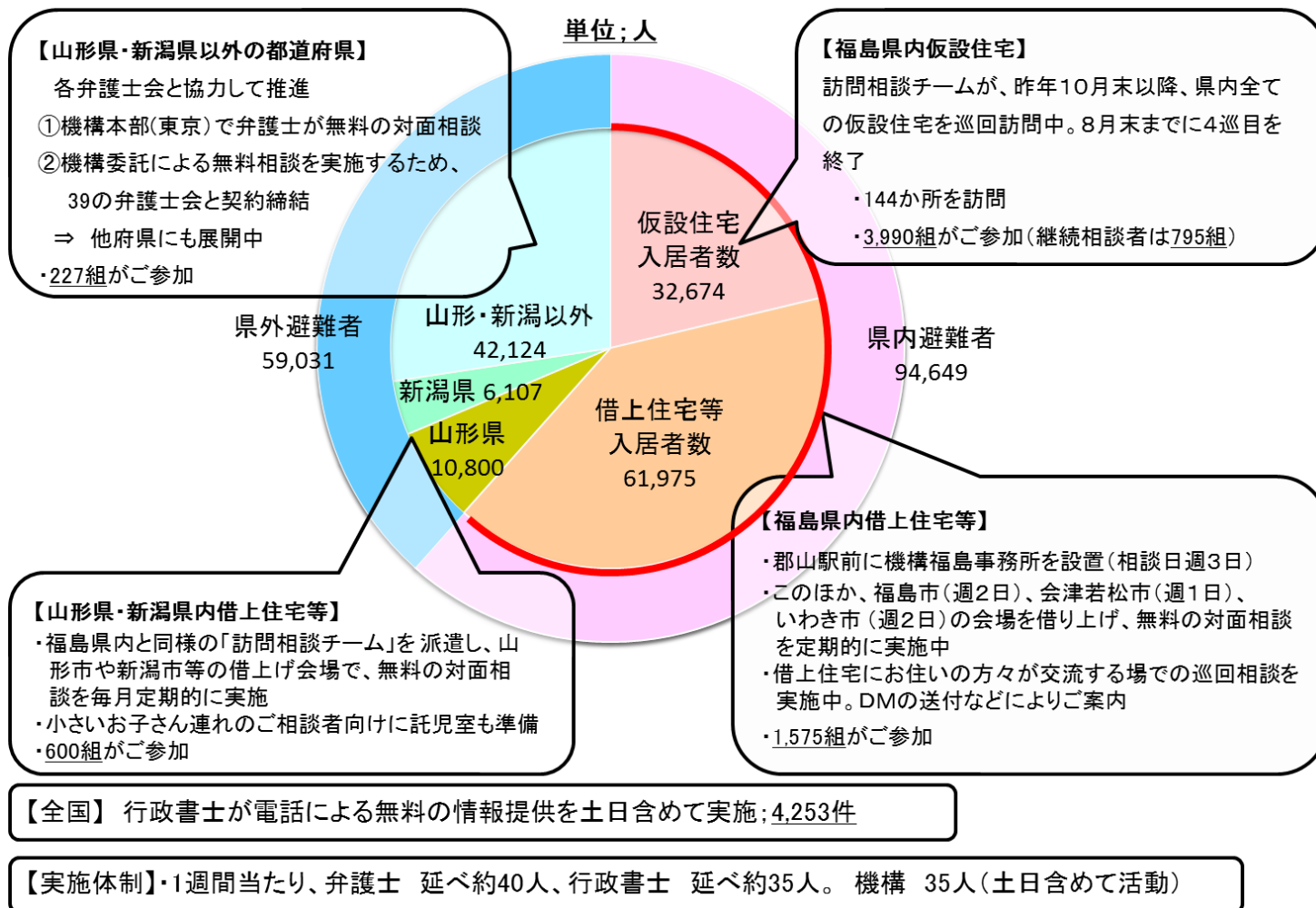
- ・3巡目、4巡目ともに入居世帯の各6%の方々がご参加。
- ・巡回相談を開始した昨年10月末以降では、全入居世帯の3分の1の方々がこれまでに少なくとも1回は個別相談にご参加（注）。
- （注）平成23年10月31日～平成24年8月31日までの累計相談者数（相談者の重複を調整したもの）の全入居世帯数に対する割合： 31.2%
- ・継続してご相談される方々が増加傾向。

訪問仮設団地数 144 か所（入居世帯数 約 10,240）

	3巡目（4/30～6/30）	4巡目（7/1～8/31）
個別相談への参加者数	624組 （入居世帯の約6.1%）	611組 （入居世帯の約6.0%）
うち継続相談者数〈割合〉	230組〈36.9%〉	261組〈42.7%〉

② 相談事業全体の活動実績

- ・対面による個別相談： 延べ2,211組
- ・電話による情報提供・個別相談： 延べ1,643件



下線の数値は、平成23年10月31日～平成24年8月31日までの累計値

(2) 相談事業の概要

2. ご相談者からのご要望等

- 平成24年4月30日から8月31日までの間に機構が実施した相談事業を通じて被害者の方々から寄せられたご要望等を集計。
ご要望等の総数；計7,160件（匿名や単なる問合せは除く。1回の相談に複数のご要望等があれば複数項目で計上している）

○ ご要望等に関する主な特徴

(1) 「財物価値の喪失・減少」の賠償に関するご要望等が継続して最も多い（7ページ）

- 賠償請求に関するご要望等のうち、「財物価値の喪失・減少」に関するものが占める割合が全体の31%と最も多く、2巡目（3～4月）の24%と比較しても増加。（政府・東電の賠償基準の考え方等が公表された7月以降に増加傾向が顕著な項目）
- 財物価値の算定・評価方法を教えて欲しい。
 - 住宅の修理費用を賠償して欲しい。
 - 未登記・名義変更していない土地・建物の賠償を受けることはできるのか明確にして欲しい。

(2) 「生活費増加分・避難費用」に関するご要望等も引き続き多い（7ページ）

- 賠償請求に関するご要望等のうち、「生活費増加分・避難費用」に関するものが占める割合が20%となっており、2巡目（23%）と同様、引き続き多くのご要望等が寄せられている。

(3) 「損害賠償の終期」に関する不安等が増加（11ページ）

- 旧緊急時避難準備区域の指定解除などに伴い、精神的損害の賠償の終了に関する不安等が、2巡目以降増加傾向にある。

(4) 自主的避難に関するご要望等（10、18ページ）

- 定額（60万円、40万円、8万円）を超える実費を賠償して欲しいとのご要望等が最も多い。また「生活費増加分・避難費用」に関するご要望等では、家族を相互訪問するための移動費用や、避難先での交通費に関する賠償要望が多い。

3. 相談事業の今後の展開

- (1) 福島県内の仮設住宅については、財物を含む損害賠償の進捗状況を踏まえ、地域事情や個々の被害者の方々の関心や相談需要の変化に的確に対応。
- (2) 県内借上住宅にお住まいの方々が交流される場などへの巡回相談会を順次開催。
（4月末 1か所 ⇒ 11月末 18か所）
- (3) 福島県外に避難された方々に対しては、避難者を支援している母の会など各地のNPOと連携を取り、自主的避難の方々への相談会を推進。

以上